

議第 152 号 国民宿舎野呂高原ロッジ設置条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、所要の規定の整備をするものです。

2 改正の内容

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 85 号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 86 号）の施行により、平成 31 年 10 月 1 日から消費税及び地方消費税を合わせた税率が 8 パーセントから 10 パーセントに引き上げられることに伴い、国民宿舎野呂高原ロッジの使用料の額を改定するものです。

3 施行期日

平成 31 年 10 月 1 日